

## 平成 29 年度与党税制改正大綱について

本日、「平成 29 年度与党税制改正大綱」が決定された。

とりまとめにご尽力された与党関係者の方々に敬意を表したい。

この度の税制改正に当たっては、全国の都市において、地方創生の着実な進展や一億総活躍社会の実現に向けた諸施策を積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところである。

主な改正項目として、まず、償却資産に係る固定資産税については、平成 28 年度に創設された特例的な軽減措置が、この度の改正により、その対象範囲の一部が拡大されたところであるが、与党関係者の方々のご尽力により、特例措置の終了期限が示されたほか、特例措置の対象を地域や業種を限定して絞り込むなど、地方財政への影響を最小限なものにさせていただいたところである。

固定資産税は、我々都市にとって市民生活や地域の経済活動を支える上で極めて重要な基幹税であることから、今後、国の経済政策は国の責任において行っていただき、地方の基幹税を用いることは行わないようにしていただきたい。

ゴルフ場利用税については、前年度に引き続き、税制改正の議論の俎上にのぼったことは誠に残念ではあったが、本税が地方の行政サービスに対する受益者負担としての性格を有することやスポーツの振興にも十分配慮していること等が理解され、現行制度が堅持されることとなり、与党関係者の方々をはじめ、ゴルフ場所在市町村全国連盟の方々のご尽力に感謝する次第である。

本税が財政力の乏しい過疎地等のゴルフ場所在市町村にとっては不可欠な財源であることを踏まえ、将来にわたり現行制度が堅持されるよう、強く求めるものである。

車体課税については、消費税率 10%への引上げ時期の延期に伴い、エコカー減税等も延長されることになったが、制度の延長に際しては、非課税や減税の対象となる燃費基準が引き上げられるなど、地方財政に配慮いただき、与党関係者の方々に感謝を申し上げる次第である。

今後、橋梁やトンネル等の老朽化が進む中、その対応には車体課税の確保が不可欠であることから、引き続き、車体課税の維持・確保について、各方面に対し理解を求めてまいりたい。

森林環境税については、大綱において、具体的な手法の例示や結論を得る時期が明記されたところである。

森林整備の推進は、森林が国土の約 7 割を占める我が国にとって、重要かつ喫緊の課題であり、そのための恒久財源の確保は必要不可欠なものであるが、国民に等しく負担を求める以上、新たな仕組みの導入に際しては、国・都道府県・市町村の役割分担をしっかりと整理したうえで、我々都市自治体の意見を十分に踏まえていただきたい。

平成 28 年 12 月 8 日

全国市長会  
会長代理 松 浦 正 人